

# 65歳障害者の介護保険移行



支給量の上限まで介護保険サービスを使つてないから障害福祉サービスを上乗せできない兼平勝子さん||東京都品川区

障害者が65歳になると、それまで使っていた障害福祉サービスから介護保険に移行させられ、多くの不便を強いられます。障害者の高齢化が進むなか、制度は改定されたものの根本的な問題は依然として残ったままです。（吉井重紀）

## 支給時間が短い

平勝子さん（72）＝東京都品川区

「要介護4と認定されても、介護保険サービスは支給量の三分の一程度しか使っていません」。こう話すのは、脊髄小脳変性症で車いすを使つ兼ねる息子（46）の家族と生

活。訪問入浴サービスを毎日利用し、月1万5千円で利用してきました。自己負担が発生していくま

障害福祉サービスと比較すると、サービス支給時間は介護保険の方が短くなります。そのため介護保険を上限まで使つたうえでサービスが足りない場合は、障害福祉サービスの上乗せができる

兼平さんの場合は、介護保険支給量の上限まで使つてないので障害福祉サービスの上乗せは不可能です。「介護保険をめいっぱい使うと自己負担額が月に3万円を超えてしまって、数ヵ月後に払戻しされるとほんと厳しい」と兼平さん。「介

# 利用料、負担厳しいの声



ストーマ装具の自己負担額が高いため障害福祉サービスを継続している上村照代さん||津市

洗濯や掃除など家事援助は使えません。「身の回りのことは家族にやってもらわなければならない。ヘルパーさんじゃあってもらつた方が気兼ねしなくて良いのだけど」

障害福祉サービスと比較すると、サービス支給時間は介護保険の方が短くなります。そのため介護保険を上限まで使つたうえでサービスが足りない場合は、障害福祉サービスの上乗せができる

障害者も障害福祉のように低所得者は無料でサービスを使えるようになります。介護保険になると自己負担額が増えて生活が維持できないため、障害福祉サービスを継続しています。

ストーマ装具は自治体別的事情を踏まえて障害福祉サービスの継続をしている人もいます。

## 入退院繰り返す

津市の上村照代さん（69）は、人工膀胱（ぼ

）をしています。超過分は全額自己負担しなければならず、月約7、8万円もの支払い料で支給されます。しかし、超過分は全額自己負担しなければならず、月約7、8万円もの支払い料で支給されます。

こうした声におされて、4月から介護保険利用料の償還払いが始まりました。しかし、65歳時点では以上のサービス利用者であることや、40歳から介護保険適用となる特定疾患者は対象外とされるなど厳しい条件付

けです。

三橋さんは「厚労省は当面償還払いの対象者を広げることで、次に介護保険強制移行規定を廃止すべきです」と強調します。

「65歳の誕生も入退院をすれもストーマ）をつけている。慢性骨髄炎で18歳のとき両足を切断しました。

障害者が働く工房と障害者金で生計を立てています。介護保険になると自己負担額が増えて生活が維持できないため、障害福祉サービスを継続しています。

「介護保険への強制移行に対し、全国の障害者団体協議会の三橋恒夫会長は、こう強調します。全国肢体障害者団体協議会の三橋恒夫会長は、こう強調します。

こうした声におされて、4月から介護保険利用料の償還払いが始まりました。しかし、65歳時点では以上のサービス利用者であることや、40歳から介護保険適用となる特定疾患者は対象外とされるなど厳しい条件付